



## 長崎県小売業+Safe 協議会を開催しました。

実施日	令和4年7月25日（月）
場 所	長崎労働局8階会議室（長崎市万才町7-1）
内 容	長崎県内では小売業における労働災害が高止まりの状況にあり、特に「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害が増加していることから、長崎労働局では「長崎県小売業+Safe 協議会」を設置の上開催し、労働災害防止にかかる協議を行いました。

令和3年の長崎県内の労働災害による死傷者数（休業4日以上）1,791人のうち、小売業で200人（11.2%）を占めており、近年高止まりの状況にあります。また、これを事故の型別にみると、最も多いのが「転倒」で70人（35.0%）、次いで腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が29人（14.5%）となっています。このように、労働者の作業行動を起因とする労働災害が約半数を占めており、中には後遺障害を伴う重篤な災害も発生しています。

そのため、長崎労働局（局長 小城 英樹）では、管内での波及効果が期待されるリーディングカンパニー、地方公共団体及び関係団体を構成員とする「長崎県小売業+Safe 協議会」を新たに設置し、本協議会の構成員間で課題の共有を図るとともに、安全衛生管理への主体的な取組みを促進していくこととしました。



協議会構成員



労働基準部長  
あいさつ

本協議会では、冒頭に、長崎労働局労働基準部長から、「労働者の作業行動を起因とする労働災害を防止する取組の強化が喫緊の課題であるが、この課題に対しては、労働災害防止を労働分野だけの問題として捉えるのではなく、国民の健康問題として捉えて、関係者が一丸となって対策を講じてく必要がある」とのメッセージが伝えられました。

その後、長崎県内の小売業の労働災害発生状況について確認を行い、構成員から実際の災害発生事例や災害防止対策について発表があり、発表内容等に関して、構成員間での意見交換を行いました。協議の結果、今後の方針として、労働災害防止のための好事例を同業他社へ水平展開していくこと及び啓発資料の作成等を行っていくこととなり、本協議会は終了しました。



意見交換

本協議会は、年に2回開催され、次回は令和4年12月の予定となっています。長崎労働局では、本協議会と連携し、更なる労働災害防止活動の推進を図っていきます。